

名古屋地方裁判所委員会（第4回）議事概要

1 日時

平成17年6月3日（金）午後1時30分～午後5時00分

2 場所

名古屋高等裁判所12階大会議室

3 出席者

（委員） 糟谷則子，加藤令吉，樽松佐一，小島勝彦，志村清一，成田多喜夫，水谷研治，初鹿野正，庄地保，森脇勝（委員長），渡辺修明（敬称略）

（説明者）伊藤新一郎（名古屋地裁部総括判事），橋本昌純（前同），加藤幸雄（前同），岡庭主典（刑事首席書記官）

（事務担当者）笹本忠男（名古屋簡裁裁判官），淺井均（事務局長），鈴木叡毅（民事首席書記官），小林篤（名古屋簡裁首席書記官），田中良二（総務課長）

4 議題

協議テーマ「司法制度改革で導入された新たな制度について－心神喪失者等医療観察法，労働審判法，改正行政事件訴訟法を中心として－」

5 議事

- 地裁所長あいさつ
- 新任委員あいさつ
- 委員長互選
発言要旨は別紙1のとおり
- 裁判官から協議テーマについて説明
 - ① 司法制度改革の概況説明
 - ② 労働審判法について
 - ③ 改正行政事件訴訟法について
 - ④ 心神喪失者等医療観察法について
- ▪ の協議テーマに関する意見交換
発言要旨は別紙2のとおり
- その他の意見交換
発言要旨は別紙3のとおり
- 刑事首席書記官から裁判員制度についての取組状況について報告及び意見交換
意見交換の発言要旨は別紙4のとおり
- 委員からの質問，要望及び回答
発言要旨は別紙5のとおり

(別紙1)

委員長互選について

(○：委員)

- 地裁委員会の目的・性格から諮問する側の代表者と諮問を受ける側の代表者が同じ人物であるのは極めて不自然であり、一般国民の理解が得られにくいと思われる。そこで一般国民を代表する法曹以外の委員の方になっていただくのがふさわしいと思うのでどなたか立候補していただきたい。
- まことにもっともな意見でありどなたか立候補されるのであれば賛同したい。しかし、私にはとてもできない。いろいろな手続があることからやはり所長にお願いしたらどうか。
- 地裁委員会は特別の議決や決定をする機関ではないこと、第1回から第3回の議事録を見た限りでは、委員長が諮問を受ける側であったことの欠陥は感じなかったこと、今回開催に向けての事務方の準備を間近に見てきたことなどをふまえて考えると、裁判官委員が委員長を引き受けるのが良いと思われ、○○委員は普段の事件処理があることから、私が委員長をお引き受けするのが適当と思う。全国に地裁委員会及び家裁委員会があるが、私の知る限りでは裁判所長が委員長を務めており、それによって問題が生じたとは聞いていない。私としては、委員の皆様のご賛同が得られるのであれば、委員会の使命を深く認識して委員長を務めさせていただきたい。
- ○○委員が言われたとおり、所長に委員長をお願いするのが妥当と思う。
- ○○委員の意見と同じ。一回目の委員会で委員長論は了解されていると思うし、所長も立場を認識された上でやられていると思う。大事なの中身だと考える。

(別紙2)

協議テーマに関する意見交換

(○：委員，●：委員長，△：説明者)

【労働審判法について】

- 弁護士が付かないと難しいのか。本人訴訟はできるのか。
- △ 本人訴訟は否定するものではないが、本人が3回の期日で審理を終えられるような準備ができるかどうかによる。3回の期日で審理を終えることが難しそうであれば、労働審判委員会はその審判を終了させることができる。
- 審判は傍聴できるのか。
- △ 弁論準備では現在も組合の人などが立会を希望する場合、相手方から異議がなく、審理の進行に特に支障がなければ立会を許可している。労働審判についても同じだと思う。
- 制度の周知徹底のスケジュールは決まっているのか。
- △ 部限りで判断できることではないので、部内では検討はしていない。
- 斡旋センターでの仲裁や調停とはどのように区別して振り分けるのか。
- △ 調停や仲裁とも競合する制度であると思う。ただ、労働審判は訴え提起効につながるので、訴訟維持の覚悟のある人が行うことになると思う。事案が単純なものであれば、少額訴訟や民事調停の利用も考えられる。
- 自分の事案が訴えとして妥当か否か分からずに自分の中に閉じこめてしまう人もいると思う。ケースごとにどのようなものが該当するのかを出してもらおうと周知できる。
- 企業サイドから言うと、今まで企業内で収まっていたことが公に出てしまうことに抵抗感がある。訴訟リスクはかなりあるので、中小企業経営者たちは懸念する制度である。
- 新しい制度を知らないために利用できないということは極力避けなければならない。周知の方法については、積極的な意見があれば発言いただきたい。

【医療観察法について】

- 「重大な犯罪」とは殺人のことか。
- △ 殺人や傷害致死や放火などがある。
- 検察官が起訴しないとどういうことか。
- △ 犯人が責任をとることが難しい場合には検察官が起訴しないことがある。
- 現在の取扱いとの違いは。
- △ 今までは、検察官から県に通知をして措置入院の手続がとられているが、入院の必要性の判断に法律家は関与していない。入院を終える場合も法律家は関与せず医療側が判断している。今度の法律では、精神医療審判員と裁判官が医療計画をきちんと立てて強制的に医療措置をする。医療措置の終期を決める際も、再犯の心配がないかを裁判官の目から見て、裁判官と

精神医療審判員とで大丈夫だという共通の認識ができたときに終了することになる。さらに、社会復帰の際は、社会に受け入れられやすい形で戻ってもらうようにする制度である。

- 今までは重大犯罪の捜査をして、犯人が犯行時に善し悪しの判断ができない状態だったと判断され、もし公判請求をしても心神喪失で無罪になるだろうという場合は、検察官は県知事に通知して措置入院して引き渡している。しかし、犯行時には心神喪失だったが捜査終了時には正常に戻っている場合には、医者は措置入院不要と判断する場合もある。その場合に、親族の同意を得て同意入院の形を取る場合もある。入院後は検察官は関与していない。捜査段階で鑑定留置で正式に鑑定していることも少なくないが、今後はもう一回鑑定することになるのか、問題になると思う。
- 今まで刑事司法からはみ出していた部分に司法が取り組んでいく制度だといえる。社会の安全面から言えば有益な制度である。
- 犯罪者が心神喪失者ということで無罪になってとがめがないのでは、被害者にとっては泣き寝入りとなると思われる。
- 哲学的な問題になるが、刑罰を加えることができるかどうかは、責任能力があるか否かが前提になる。
- 医療観察法は刑事法と医療法のミックスした全く新しい制度である。池田小学校事件がきっかけでできた法律と思われるが、種々問題があり弁護士会は反対意見を述べてきた。一つ間違えると重大な人権侵害につながりかねないので慎重な運用を望みたい。また、指定入院機関の指定自体がかなり遅れていると言われているが、名古屋ではどこが指定しているのか。併せて、精神保険審判員と精神保健参与員の候補者人数を教えてください。
- 法律施行時に入院可能な施設は全国で3施設になると思われる。通院医療を受ける施設についても具体的な通知は受けていない。審判員候補者の人数については確認していない。
- 心神喪失で不起訴や無罪になるケースは名古屋地裁や名古屋地検でどのくらいあるのか。
- 精神障害で不起訴にするのは年間数件はある。
- 犯行時に酒やクスリで自覚症状がない場合はどうか。
- 犯行時に酒やクスリで自覚症状がない場合を不起訴にするときは慎重になるが、昨年数件あった。
- アル中はどうなのか、酒を飲んだらおかしくなるのが分かって酒を飲んで犯罪を起こした場合は一般常識から言って有罪ではないのか。
- 酒の影響下における行為であって、もし犯行時に責任能力がないのであれば、法律上、刑事責任能力を負えない。
- 法律がおかしいと言いたい。交通違反はそういう形になりつつある。原因に遡って責任を判断すべきじゃないか。一部の人の人権を擁護することにより多くの人の人権が阻害される場合は人権の軽重を考えなくてはいけない。

いのではないか。裁判しながら法律に支障があると思う場合に、裁判所はその意見をどうやって立法府に伝えていくのか。例えば裁判員制度についてやめたらどうかとは言えないのか。

- 三権分立の建前の下での司法である。訴訟手続は手続法に従ってやっているが、手続法については比較的ものが言いやすいかもしれない。運用上の問題点の議論を高めて法改正の時期に実現してもらおう手だてがある。しかし、実体法については、決められたものを実施するのが司法の役割である。裁判員制度についても、立法府の判断に属する事項であり、それに反対するのは司法の立場で言うべきことではないと思う。

(別紙3)

その他の意見交換

(○：委員，●：委員長)

- 司法制度改革で導入された新制度をどのように国民に周知させていったらよいか。
- 労働相談に来る人は多いので、労働審判についての簡単なチラシを、労働団体を含めて実際に相談を受け付けている現場にいただきたい。労働審判については、申し立てたときに勝負だと思うので、申し立てる前の準備などの手続に関する資料もいただきたい。審判制度を新聞広告に載せるなど、施行の半年くらい前には周知させてほしい。
- 世の中の人には裁判所は敷居が高く、普段は意識していないが、いざ困ったときにどこへ行けばいいのか道筋を与えられる窓口が裁判所にできればいいと思う。制度改革の担い手は人である。法曹人口を増やすことになって気になることは、今まで通りの法曹の能力や資質水準が維持できるのかということである。修習期間も長くした方がよいのではないか。
- 国民からすると裁判制度のことまで知りたくないもので、制度についてはパンフレットを配る程度でよい。それよりも、何かあったときに相談できる窓口をきちんとするのが現実的である。裁判所に電話をしたらある程度教えてくれるとよい。裁判官は大変な専門家であるが、全てが満点ではないと思う。不適格な人をどうするかということで人事制度が問題となるが、裁判官の場合、専門家をどう評価するかという難しさがある。ただ、評価するに際しては「人間として」ということが重要だと思う。人間の評価はきちんとできるわけではないが、できるだけやってもらいたい。あまり精緻にやると限りなくおかしなことになるので、大ざっぱにやるのがよい。評価は大ざっぱにして、それを利用するというのがよい。
- 司法へのアクセスに関しては、相談事を受け付けて道案内をすることを業務とする司法支援センターが来年立ち上がることになっている。
- 司法支援センターに関しては司法書士も協力していくので、PRもがんばってやっていきたい。裁判所は国民から見ると第三者的な立場であり、一方の味方はできないので、手続教示にとどまる。裁判所は市民相談機関ではなく、司法支援センターが今後その役割を果たすことになると思う。
- 裁判官の不適格者排除については、裁判官指名諮問委員会が判断している。これは身内的な判断要素を除いた制度であり、実績も出ている。

(別紙4)

裁判員制度についての取組状況についての意見交換

(○：委員，●：委員長)

- タウンミーティングや裁判官の出張講演などで国民との温度差をなくするのが一番肝要である。今やっているキャッチコピーの募集などというセンスの悪いことをするより、模擬裁判等で体験させた方がよい。
- 裁判員制度については義務という感じが強いが、義務と言われると反発が強まる。日本人は法律に疎く関心が低いですが、関心を高めて、司法に参加できるのだという方向に持っていくようにアピールした方がよい。
- 裁判員は重い仕事であり、裁判員制度に気楽に参加してもらうのもよくない。

(別紙5)

委員からの質問、要望及び回答

(△：説明者)

1 ○○委員からの質問、要望に対する回答

- 新聞報道された弁論更新手続について

△ 現在当庁で継続中の民事訴訟事件における裁判官の訴訟指揮に関する質問であり、「裁判の独立」の観点から、お答えすることは相当でないと思われるので、ご理解いただきたい。

- 1号法廷の傍聴席音響についての要望

△ 1号法廷のマイクに不具合はない。しかし、法廷のマイクは指向性が高く、僅かな顔の向き加減によって声を拾わなくなってしまうことがある。裁判官も異動などで入れ替わっており、今後とも、そのようなマイクの特性を裁判官に改めて周知した上、傍聴席まで聞き取れるようなマイク利用について配慮していただくようにする。

2 ○○委員からの要望

- 全国各地の裁判所で実施した「利用者の声アンケート」を配布させていただいた。次回以降に検討していただきたい。
- 地裁委員会の運営規則の制定が必要ではないかと思い各庁の例を参考配布させていただいた。次回以降に検討していただきたい。

